

盛岡広域振興局長告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和5年2月28日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1（1）道路の種類 一般国道
（2）路線名 106号
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市川目第1地割124番33地先から124番48地先まで	新	m 114.2～41.3	m 114.2
	旧	115.1～61.2	114.2

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 令和5年2月28日から同年3月28日まで

- 2（1）道路の種類 県道
（2）路線名 日詰停車場線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡紫波町北日詰字大日堂15番6地先内	新	m 12.8～12.0	m 5.4
	旧	12.8～12.0	5.4

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 令和5年2月28日から同年3月28日まで